

平成 30 年度 第2回 見附市国民健康保険運営協議会 会議録(要旨)

1. 日 時 平成 31 年 2 月 19 日 (火) 午後 1 時 30 分開始
2. 場 所 見附市保健福祉センター 2 F 会議室
3. 協 議
会長、会長代理の選出 会長：岡村正男委員、会長代理：今野輝男委員
4. 会議録署名委員の指名 1 号委員 寺尾委員
5. 説明事項
国民健康保険の概要・運営協議会の概要について
6. 報告事項
平成 31 年度 国保制度の主な改正について
7. 審議事項
①平成 31 年度の国民健康保険税率について
②平成 31 年度の見附市国民健康保険事業運営方針について
③平成 31 年度の見附市国民健康保険事業特別会計当初予算について
8. 出 席 者
1 号委員 小此鬼委員、岩渕委員、寺尾委員
2 号委員 山谷委員、井口委員、山田委員、大原委員
3 号委員 田隈委員、岡村委員、今野委員、高橋委員
4 号委員 柄澤委員
見 附 市 田伏課長、丸山課長補佐、山田係長、山口係長、近藤主事
9. 欠 席 者 河村委員、田中委員、小柳委員
10. 散会時間 午後 2 時 25 分
11. 会議概要

以下のとおり

山田係長	ご案内のお時間になりましたので、ただ今より平成 30 年度第 2 回見附市国民健康保険運営協議会を開催いたします。はじめに、健康福祉課長の田伏よりご挨拶申し上げます。
田伏課長	健康福祉課長の田伏です。皆様におかれましては見附市国民健康保険運営協議会の委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。国民健康保険の制度が昨年大幅に変更されまして、それまで自治体単位で運営していたものが都道府県を単位に運営されることになりました。大きくは財政の面でそのような体制に変わっております。しかしながら後期高齢者医療制度とは違いまして、国民健康保険税は県から標準保険税率を提示はされますが、各自治体単位で決定するというようになっており、保険料の統一というところにはまだなっ

山田係長	ていないという状況であります。運営協議会の法的な位置づけとしては市長の諮問機関でありまして、本日の議題にもありますが保険税率の改正や年間事業計画など重要な案件について、皆様からご審議いただくということになっております。概ね通常の年ですと年 2 回ほどの会議を開催させていただいております。本日の議題は事前にお配りしてあります通り、まずは国民健康保険の概要についてご説明させていただいた後、国民健康保険税率の改正と事業運営方針、予算案について審議議題としてご説明させていただきます。 現在見附市の人口は 4 万 500 人弱となっておりますが、その中で 20%弱の方が国保に入られています。人口が減っていることに伴い国保の加入者も減っている中で医療費だけは伸びているという状況です。先般厚生労働省から平成 28 年度の生涯医療費というものが示され国保新聞などにも載っていましたが、1 人の方が生涯で 2,685 万円という医療費を使うとデータがでていました。その中でも 70 歳以降でその半額を使うということです。一つには平均寿命が延びたということもございますし、高額医療でも見附市のレセプトをみても例えばがんの治療方法で放射線治療が以前は主流であったものが現在ではそれによって抗がん剤の点滴が主流になっていてそれが高額であるというようなこともあり 1 人当り医療費がかなり上がってきています。そういった点も含めまして、国民健康保険は所得の低い方の加入されている割合が非常に高く、年齢的にも 65 歳以上の方の加入が多く占めている制度です。財政運営でも国からかなりお金が入り公的な経費をかけながら運営している制度です。見附市といたしましても保健事業なども含めて今後も一生懸命やってまいりたい思っておりますので委員の皆様におかれましてもよろしくお願いいたします。 続いて、資料の確認をさせていただきます。 本日の会議は、事前にお送りしてあります資料をもとに説明させていただきます。事前にお送りした資料ですが、会議次第、委員名簿と座席表が両面刷りになったもの、資料番号 1「国民健康保険制度と見附市の国民健康保険について」、資料 2「平成 31 年度国保制度の主な改正について」資料 3-1「平成 31 年度国民健康保険税率について」同じく審議 1 に関係するもので資料 3-2、3-3。続いて資料 4「平成 31 年度見附市国民健康保険事業運営方針案」、資料 5-1「平成 31 年度見附市国民健康保険事業特別会計予算案」、資料同じ審議 3 に関係するもので資料 5-2「予算項目説明」。最後に紫色の表紙の『見附市の国保』となります。『見附市の国保』については、本日の会議では使用しませんが、のちほどご覧いただければと思います。 資料が足りておられない方、今日お持ちでない方がおられましたら、挙手でお知らせください。 また、本日机の上に国保新聞を置かせていただきました。運営協議会委員の皆様には今後も定期的にお送りさせていただきますので、国保の動きを把握していただくのにお役立てください。 もう 1 点、今回新たに委員になられた皆さんの机の上には「見附市国保データヘルス計画」を置かせていただきました。今年度から 35 年度までの保健事業に関する計画になりますのでお持ち帰りいただき後でご覧ください。 それでは、本日の会議は、委員改選後の最初の会議となりますので、次第 3 の協議事項まで、田伏課長が進行させていただきます。
-------------	--

田伏課長	それでは、私の方で進行させていただきます。 まず、はじめに会議成立の報告をさせていただきます。 本日の会議は、1号委員の河村委員、4号委員の田中委員、小柳委員の三名から事前に欠席というご連絡をいただいております。国保運営協議会の委員15名中、12名の出席で、半数以上の出席を得ておりますので、本協議会規則第3条により会議が成立しておりますことをご報告いたします。 また、本協議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者がいる場合、傍聴を認めております。ホームページで事前に周知をいたしましたが、本日の会議の傍聴希望者はおりませんでしたのでご報告します。 続きまして、本日は委員改選後、初めての会議で新たに委員になられた方もおられますので、皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。 お手元の委員名簿をご覧ください。それでは、第1号委員の小此鬼委員から順にお願いいたします。 (各委員及び事務局自己紹介) それでは次第に沿って進めさせていただきます。 次第3「協議」の会長、会長代理の選出でございますが、国民健康保険法施行令第5条の規定により、3号委員の公益代表委員の中から、各1名を選挙することになっておりますが、ご意見等ありましたらお願いします。 (『事務局案があればお示してください』の声) ただいま事務局案提示の声がありましたので、事務局としては、前任期で会長でありました岡村委員に会長職を、会長代理職にも同じく今野委員をお願いしたいと思いますのですが如何でしょうか。 (『異議なし』の声) ご異議が無いようでございますので、会長は岡村委員、会長代理は今野委員にお願いします。 岡村会長、今野会長代理より一言ずつご挨拶をお願いします。 (あいさつ) ありがとうございました。これからの進行は岡村会長にお願いしたいと思います。
岡村会長	それでは議事に入ります前に、会議録署名委員を指名いたします。 会議録署名委員には、1号委員の寺尾委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。 それでは次第4の「説明」に移ります。 「国民健康保険の概要・運営協議会の概要について」事務局お願いします。

山田係長

あらためまして、健康福祉課国保医療係長の山田と申します。

次第 4 番のところでは、本日が委員改選後の最初の運営協議会ですので、最初に国民健康保険の概要・運営協議会の概要について簡単にお話をさせていただきます。

右上に「資料 1 【4 説明】」と書いてある資料をご覧ください。

まず「国民健康保険制度の概要」です。国保制度は相互扶助の精神にのっとり、市町村住民を対象として、病気、けがなどの場合に保険給付を行う社会保障制度です。被用者保険や後期高齢者医療など、他の保険に加入されない方が加入されます。平成 29 年度までは市町村単位で運営し必要な療養給付費などを保険税や国・県補助などで賄う形で運営していましたが、持続可能な医療保険制度を構築するために、平成 30 年度から都道府県が市町村とともに保険者として、財政運営の責任主体となる事で安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担う新たな国保制度が始まりました。

次に見附市国保の基本的なデータを記載しました。昨年度末の時点の数字では被保険者数が 8,126 人で市全体の 19.96%、世帯数が 4,966 世帯で 33.59%となっています。給付費、国保に入られている皆さんがお医者さんにかかって保険から病院などに支払うお金は年間で約 25 億 8 千万円という規模です。一方で国保の皆さんから保険税として国保に支払っていただくお金は約 7 億 1 千万円となっています。見附市国保は概ねこのような規模となっています。

次に見附市国民健康保険運営協議会について説明します。国保運営協議会は国保事業の運営に関する重要事項を審議するために市町村に設置されるものです。国民健康保険法第 11 条に規定されていて委員の任命は市長が行い、任期は 3 年となります。

国民健康保険税の変更など重要事項について市長の諮問に対して審議し、意見を述べることができます

協議会の開催は概ね年 2 回で例年 8 月と、2 月に開催します。お送りしていた資料では 8 月、11 月と記載してありましたが 2 月の誤りですので修正をお願いします。また、毎年 8 月に朱鷺メッセで国保運営協議会委員研修会といって内容的には国保中央会やお医者さんの講演を聞くというものがありますので、ご都合がつけばご出席いただければと思います。

最後に平成 30 年度からの変更点についてです。平成 30 年度から県も財政運営の責任主体になる新しい国保制度が始まったとお話しましたが、具体的にはこの図のようになります。

平成 29 年度までは左側の図のように市が単独で運営していて、保険給付費を支払う為に必要な保険税率を設定し保険税収入と国や県からもらえる公費と合わせて保険給付費を賄っていました。

それが平成 30 年度からは県が財政の責任主体となりましたので、右側の図のように市は県から示された納付金を支払うようになりました。納付金を支払える保険税率を設定することになります。県は市が支払った保険給付費を全額交付金として市へ交付するので、急に給付費が増額したとしても県から全て交付金で賄われるようになったのでその点では安心な制度となりました。

このお金の流れはこの後お話する来年度の保険税率や予算のところでも関係してきます。裏面には国保運営協議会の根拠となる国民健康保険法施行令の

	国保運営協議会に該当する部分を抜粋してありますのであとでご覧いただければと思います。次第４の説明事項については以上です。
岡村会長	ただ今の事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。 (意見なし)
岡村会長	しばらく待つて無いようですので、続いて、次第５の報告に移ります。「平成 31 年度 国保制度の主な改正について」事務局の説明を求めます。
山田係長	それでは、報告事項の「平成 31 年度 国保制度の主な改正について」を説明いたします。資料 2 をご覧ください。 平成 30 年度と同じく、平成 31 年度も低所得世帯の税負担への配慮から 2 点の改正が行われます。 1 つ目は、1 番、課税限度額の引上げです。 保険税のうち医療分と言われる基礎課税額の課税限度額が現行の 58 万円から 61 万円に 3 万円引き上げられます。 これは、所得の多い世帯からより多くを負担いただき、その分、低所得世帯の負担を軽減しようとするものです。30 年 7 月の本算定時の加入状況をもとに影響をみますと、45 世帯の負担が増える見込みです。 2 つ目は、低所得世帯に係る保険税軽減の拡充で、これも今年度に引き続き実施されます。 定額で課税される均等割、平等割については、所得の額に応じて 7 割、5 割、2 割の減額を行っていますが、今回の改正では、5 割と 2 割の対象世帯の軽減判定所得を緩和するものです。5 割軽減は被保険者数にかける金額が現在の 27 万 5 千円が 28 万円に、2 割軽減は現在 50 万円が 51 万円に変更になります。 これにより保険税の軽減措置を受けることができる世帯が、今年度よりも増えることになります。影響見込みとしては 23 世帯が新たに軽減対象となります。 最後に旧被扶養者に関する条例減免の期間の見直しについてです。これはどういう制度かといいますと、社会保険に入っていた旦那さんが 75 歳になって後期高齢に加入したために社保扶養だった奥さんが国保に入るといった場合があります。これまで扶養だったので保険料負担がなかった方が国保で新しい負担が生じることを考慮して国保税の均等割・平等割を 5 割に減免するという制度です。開始当初は加入後 2 年間という減免だったのですが、後期高齢の同様の減免が 2 年間から「当分の間」へ変更されたことにより国保税の減免も「当分の間」となっていたものです。このたび後期高齢の同様の減免が平成 31 年 4 月から「当分の間」が「2 年間」に変更されることになりましたのでこれに合わせ、国保税の減免も本来の「2 年間」に変更します。変更というよりは本来の形に戻ったというものになります。 次第 5、報告についての説明は以上になります。
岡村会長	ただいまの説明に対しご質問のある方はお願いします。 (意見なし)
岡村会長	しばらく待つて無いようですので、次に、次第 6 の審議に移ります。 なお、審議事項の 1 から 3 は、いずれも見附市長からの諮問事項となっております。

山田係長	りますので、審議を経て、市長へ答申することとなります。 それでは、1 番の「平成 31 年度の国民健康保険税率について」、事務局の説明を求めます。 資料 3-1 をご覧ください。審議事項 1 番、平成 31 年度の国民健康保険税率について説明いたします。 平成 30 年度からの新たな国保制度では市が支払った医療給付費は全額県から交付金でもらえる一方で、市は県が示した「国保事業費納付金」を納めなければいけない制度になりました。毎年 1 月上旬に翌年度に市が納める金額が県から提示されます。 また、それを支払うために必要とされる保険税率、これを「標準保険税率」といいますが、これも一緒に県から示されます。市ではこの示された納付金額と標準保険税率を参考にしながら実際に税率をどのようにするかというのを毎年決めていくこととなります。 1（1）をご覧ください。平成 31 年度に、見附市が県へ支払う国保事業費納付金の額は、873,160,066 円と示されました。これは前年より約 4,000 万円増えた金額となっています。国保の被保険者数は毎年減っている状況でありながら支払う納付金が 4,000 万円増えるわけですので、保険税率を引き上げないととても支払うことが難しい状況、と言う事ができるかと思います。 1 の（2）の表が県から示された平成 31 年度の標準保険税率です。県への納付金を支払える保険税収入を得るために必要と思われる税率として県が示したのになります。カッコ内の数字が見附市国保の現在の税率になります。率・金額とも現在のものに比べ大きく増えています。 国保税について説明をしますと国保税は医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の 3 つの区分があります。医療分はその名の通り医療の給付に当てる分を見越して賦課されるものです。後期高齢者支援金分は 75 歳以上の後期高齢者医療制度の給付に充てることを目的として国保や被用者保険が支払う「後期高齢者支援金」の分として賦課するものです。医療分と後期高齢者支援金分は全ての被保険者に賦課されます。介護納付金分は介護 2 号被保険者つまり 40 歳から 64 歳の方に賦課されます。それぞれ所得割・均等割・平等割とありますが、所得割は被保険者の所得に応じてかかって来る分、均等割は 1 人あたりいくら、という分、平等割は 1 世帯あたりいくら、という分になります。 医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合計でみますと標準保険税率は所得割が 13.25%で現在の率に比べ 1.35%の増、均等割が 50,940 円で 7,040 円の増、平等割が 24,277 円で 1,877 円の増となります。この率で試算しますと、1 人当りの年間税額が 11,484 円増え、改定率にするとプラス 12.1%となります。 3 年前に保険税を改定した際の改定率がプラス 10%だったのですが、年額で 1 万円以上、改定率で 10%をこえると随分負担感が大きいことから、もう少し抑えることができないかということで検討を行いました。 2 の「国民健康保険税の収入必要額」をご覧ください。国保税としての収入必要額は、県への納付金額とイコールという事ではなく、他の要素のプラスマイナスがあります。例えば特定健診の費用助成や、出産育児一時金など「納付金
-------------	---

額には入っていないけれど国保税で賄わないといけない分」をプラスする必要があります。逆に「国・県からの交付金」は収入として見込めますのでマイナスにすることができます。

それらを足し引きして計算される保険税での収入必要額は①にあるように 7 億 5600 万円になります。

3 番をご覧ください。今年の税率に据え置いた場合、この 7 億 5600 万円にいくら足りないかというのを計算すると 5,668 万円ほど足りない見込みになります。この不足分の全てを税額を上げることで賄うのではなく、基金から繰り入れを一部行うことにして対応したいと思います。

そもそも県へ納める 8 億 7 千万円の納付金額の中には平成 31 年度の必要額の他に前々年度の精算額といった過年度精算分が反映されています。平成 31 年度の納付金額が前年度より増えた中には過年度精算額の影響によるものが多く含まれています。そこで、平成 30 年度と比較して過年度精算額の影響で納付金が増加した分については基金を充当し、その他の分については税率の増により賄いたいと思います。

(1) をご覧ください。

医療分で 1,800 万円、後期支援分で 500 万円、介護分で 1,100 万円の合計 3,400 万円が 30 年度に比べて過年度精算の影響で納付金が増額した分になります。

そこでこの 3,400 万円を基金からの繰入れで賄い、残る約 2,200 万円分を保険税増により賄いたいと思います。

なお、3 月補正後の見附市国保の財政調整基金は 1 億 64 万 2203 円の見込みですので、3,400 万円を充当することは可能であります。

この 3,400 万円の基金繰入した場合、試算により導き出された税率が (2) になります。医療、後期支援、介護の合計でいいますと所得割が 12.80%、均等割が 46,000 円、平等割が 22,900 円です。現行税率に比べ 1 人当り年間税額が 5,575 円の増、改定率がプラス 5.9% となり、標準税率よりも影響は半分程度に抑えられています。

めくっていただき裏面の 4 番をご覧ください。試算に用いる平成 31 年度の世帯数、被保険者数、介護 2 号被保険者数は過去の実績を参考にこの推計値を用いました。この被保険者数や世帯数と 3 (2) の保険税率案をもとに収納率を過去実績から 96.5% として収入見込み額を計算すると、7 億 2256 万円となりました。

ここに基金繰入の 3400 万円を足しますと、5 番にありますように、7 億 5,656 万円となりますので保険税収入必要額の 7 億 5,600 万円を確保できる見込みとなります。

以上により平成 31 年度の国保税の税率について、3 (2) に示した税率に改定させていただきたいと思います。なお、保険税率を改正するため国民健康保険税条例の改正案を 3 月定例会に上程する予定としております。

	最後に 6 番に 1 人当たりと 1 世帯当たりの税額について記載してあります。 また、参考資料として資料 3-2、3-3 をご用意しましたのでそちらもご覧ください。資料 3-2 では他市の納付金額についてまとめてあります。この表の中の「順位」は低いほうからの順位になります。1 人当たりの納付金額で見ますと、医療分、後期高齢者支援金分は 20 市中、低いほうから 10 位、8 位ということではほぼ真ん中というところに位置しています。介護納付金分は 20 市中 19 位となっていますが、先ほど申しましたが過年度精算の影響で昨年よりも 1,100 万円増えているということで、7,800 万円という納付額の中で 1,100 万円が増えたわけですので、他市に比べてその過年度精算額の影響が大きくこのような順位になったものと考えています。 資料 3-3 には税額モデルケースを載せています。 今回税率としては医療分・後期支援分に比べ介護分が大きく増えていることから、同じ単身者世帯でも介護分のない世帯では改定率が小さくなっています。また、所得割を増やしていますので所得が多いほど 1 人当たり改定率が高くなっています。 以上で説明を終わります。
岡村会長	ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします (意見なし)
岡村会長	しばらく待つて無いようですので、審議事項の 1 番については原案のとおり承認と答申することでご異議ございませんでしょうか。 (『異議なし』の声あり)
岡村会長	それでは、原案のとおり答申することといたします。 続いて、2 番の「平成 31 年度の見附市国民健康保険事業運営方針等について」と 3 番の「平成 31 年度の見附市国民健康保険事業特別会計当初予算案について」は、関連事項でございますので、一括で事務局の説明を求めます。
山田係長	資料 4 をご覧ください。毎年この 2 月の運営協議会で次年度の運営方針についてご承認をいただいています。平成 31 年度国民健康保険事業運営方針案について説明いたします。平成 31 年度も 30 年度から引き続きに県と一体になりながら安定的な国保運営を進めていく必要があります。 このため、平成 31 年度においては、1 の財政安定化対策から 6 の広報活動の推進についての 6 項目を重点的に進めていくことといたします。 まず、1 の財政安定化対策についてです。 4 行目からご覧ください。財政安定化のためには適正税率による課税が重要となります。先ほど平成 31 年度の保険税率についてご審議いただいたように平成 32 年度の税率についても 31 年度中に検討していく必要があります。平成 32 年度は制度変更後の平成 30 年度の精算など新しい数値が出てくることが考えられますので、県から示される数字を注視しながら、今年度と同様のスケジュールで改正の可否を検討していきたいと思っております。

	2の保険税の収納対策ですが、こちらは、主に税務課で実施しております。 平成29年度の収納率を平成28年度と比較すると、現年度分は0.29ポイント上昇した98.81%、滞納繰越分は7.84ポイント上昇した34.56%であり、現年度分の収納率は県内20市中5位で上位に位置しております。 今後も現状の収納率を維持するために ①滞納分析、財産調査などに基づく適正な滞納処分の実施 ②滞納額から完納が比較的容易であると思われる滞納者に対して収納強化期間を設け、決められた期間内に集中した滞納整理を行う ③口座振替の一層の推進 ④金融機関での納付のほかにコンビニエンスストアでの納付による被保険者の利便性の向上、といった取り組みを行っていきます。 ⑤平成31年度の収納率の目標数値ですが、今年度と同様に現年分96.7%、とします。また滞納繰越分は、資料では18.7%となっていましたが、すみませんが修正させていただいて、過去5年間の平均で24.2%とさせていただきます。 次に3の適用の適正化についてです。 ①は、日本年金機構との連携により、資格喪失一覧表を活用して、早期の資格喪失の手続きや加入の手続きを促そうとするものです。 ②についてですが、被保険者の所得は、国保税算定の基礎となりますので、所得の未申告者に対して、申告勧奨し正確な所得の把握に努めてまいります。 次に4の医療費適正化の推進についてです。 ①から③については、専門職員のレセプト点検により医療機関からの請求誤りなどを是正したり、同一疾病で複数の医療機関を受診されている方への訪問指導を行うことで、医療費の適正化を図るものです。 ④と⑤は、被保険者から医療費適正化に対する理解を深めていただくため、医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知を送付するものです。 次に5の保健事業の推進についてです。 ①として、昨年作成しました第2期データヘルス計画を活用し、効率的な保健事業を実施します。 ②は、人間ドックと脳ドックの助成事業の実施です。人間ドックは市外4箇所の健診機関と委託契約を結び実施しておりますが、平成31年度も同じ健診機関で実施してまいります。また、脳ドックについても見附市立病院をはじめ4か所の健診機関と委託契約を結び実施しております。平成28年度には70名だった受診者が昨年度は37名と激減していたところですが、今年度は12月に65歳年齢の方に案内を送付したところ受診希望者が増え、今現在58名の受診申込みがあります。来年度も適切な時期の受診勧奨など行いながら受診者を増やしていきたいと思っております。 ③④については、健康に関する情報を広く周知するとともに、個別訪問指導をあわせて実施することで、重症化を予防しようとするものです。 ⑤は、特定健診の節目年齢にあたる40,50,60歳の方が無料で受けられるようにして、受診率の向上を図ろうとするものです。
--	--

岡村会長	次に 6 の広報活動の推進についてです。 ①、②として、広報みつけ、年 3 回発行している『国保 健康だより』、見附市ホームページを活用する他、制度を説明したチラシを送付することで、わかりやすく情報をお伝えしていきたいと考えています。 最後に、7 の会議等の予定ですが、表左側が運営協議会関係になります。例年どおり、8 月と 2 月に 2 回の開催を予定しております。 以上で平成 31 年度見附市国保運営方針案の説明を終わります。 続いて、審議事項 3 番、平成 31 年度国民健康保険事業特別会計の予算案について説明いたします。資料 5-1 をご覧ください。 この予算案は、3 月市議会に上程いたしますが、それに先立ち、この運営協議会でご説明させていただくものです。なお、歳入歳出それぞれの項目についての説明は資料 5-2 に記載しておりますので、そちらもあわせてご覧ください。 平成 31 年度国保特会の予算規模としましては、歳入歳出ともに 35 億 700 万円で、30 年度と比べ 1 億 200 万円の減額となっています。 はじめに歳入について説明します。左にふってある番号で説明します。 1 番の国民健康保険税についてですが、保険税率の引上げなどにより、480 万円の増となっています。9 番の退職分については退職被保険者が制度上無くなる経過期間のものでありまして、今現在で 50 名程度、31 度末には 0 人になるため大幅に減となっています。 18 番の県補助金のうちの普通調整交付金ですが、これは先ほどからお話していますが見附市が支払った給付費を県が全額交付するというものになります。具体的には歳出の 3 番「一般療養諸費」と 9 番「退職療養諸費」を足したものの、あと 15 番の審査支払手数料のうちレセプト審査手数料分の 540 万円を合わせると普通調整交付金 24 億 9 千 62 万円とイコールになります。31 番基金繰入金は先ほど説明した保険税率の増を抑制するために財政調整基金から国保特別会計へ繰り入れる分です。保険税試算上は 3,400 万円としましたが、予算上は余裕をみて 5,000 万円で計上しています。 次に歳出についてです。 1 番総務費は職員給料を含む事務費が主となっています。2 番から 17 番は保険給付費です。給付費全体では被保険者数の減少もあり、前年に比べて 1 億 4 千万円ほどの減となっています。18 番の国保事業納付金は先ほどの国保税の説明のときにお話した市国保から県へ納める納付金です。昨年より約 4,000 万円の増となっています。他はほぼ前年と変わらない金額となっています。 歳出ベースで前年との比較をしますと、保険給付費が 1 億 4 千万円減、国保事業納付金が 4 千万円増で全体で約 1 億円の減という予算規模になっています。 以上で説明を終わります。 ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。 (意見なし)
-------------	---

岡村会長	しばらく待つて無いようですので、審議事項の 2 番、3 番については原案のとおり承認し、答申することで、ご異議ございませんでしょうか。 (『異議無し』の声あり)
岡村会長	ご異議が無いようですので、原案のとおり答申することといたします。それでは「7 その他」として、事務局のほうで何かあればお願いします。
山田係長	長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。国保税の改正については 3 月定例会へ上程させていただきます。 また、次の運営協議会ですが、例年通り 8 月を予定しています。内容としては平成 30 年度会計の決算報告や取り組みについての報告になろうかと思えます。また時期が来ましたらご案内差し上げますのでよろしくお願いします。
岡村会長	ありがとうございました。他に委員の皆様から何かございませんか。他には無いようでございますので、本日の会議をこれで終了します。ご苦勞さまでした。 終了 14 時 25 分

見附市国民健康保険運営協議会 会長

署名

見附市国民健康保険運営協議会 会議録署名委員

署名